

# 米の放射性物質調査の仕組み

## 予備調査(収穫前)

立毛段階で放射性物質濃度の傾向を把握するために実施。

ア 土壌調査で1000 Bq/kg以上の市町村  
(旧市町村毎に1点)

イ 空間放射線量率が平常の範囲を超える市町村  
(概ね5点/市町村)

ウ 上記以外で都県が選定する市町村

## 本調査(収穫後)

収穫後の段階で放射性物質濃度を測定し、出荷制限の要否を判断するために実施。

暫定規制値を超える場合、旧市町村単位(又は市町村)で出荷制限。

本調査の結果がすべて判明するまでの間、知事は当該市町村全域の米の出荷自粛を要請

### 重点調査区域

(概ね15haに1点)

### その他の調査区域

ア 予備調査で一定水準以下であった市町村  
(旧市町村毎に1点)

イ 予備調査を実施していない市町村のうち都県が選定するもの

一定水準(\*)超過

一定水準(\*)以下

(※)一定水準は暫定規制値の概ね1/2の200 Bq/kg

500 Bq/kg超過

500 Bq/kg以下

一定水準(\*)超過

一定水準(\*)以下

出荷制限

旧市町村単位  
(又は市町村単位)

当該旧市町村(又は市町村)の米の販売可

当該市町村の米の販売可

### 【出荷制限の実効性確保】

- 食糧法省令の改正により、出荷制限の対象となった旧市町村(又は市町村)で生産された米について、出荷・販売を禁止し、廃棄処分を義務付け。
- 上記廃棄処分が確実に行われるよう、損害賠償の請求とリンクさせるなどにより、国・都県・市町村・関係団体が一体となった取組みを推進。